

# 徳島県消防広域化推進計画

---

平成20年8月

徳 島 県

# 目次

<b>第1章 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</b> -----	1
1 近年の消防を取り巻く環境等と国が述べる市町村の消防の広域化の 必要性について -----	1
2 本県における市町村の消防の広域化の必要性について -----	1
3 消防組織法における市町村の消防の広域化について -----	1
<b>第2章 市町村の消防の現況及び将来の見通し</b> -----	3
1 市町村の消防の現況 -----	3
2 消防需要の動向 -----	3
3 消防力の状況 -----	4
4 消防の将来の見通し -----	4
<b>第3章 広域化対象市町村の組合せ</b> -----	6
1 広域化対象市町村の基準及び配慮すべき事項 -----	6
2 広域化対象市町村の組合せ -----	6
3 県下1圏域の消防体制とする主な理由について -----	6
<b>第4章 市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項</b> -----	8
1 消防の広域化についての情報提供、普及啓発 -----	8
2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等 -----	8
<b>第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項</b> -----	9
1 広域化後の組織及び構成市町村等間の関係 -----	9
2 広域化後の消防体制の整備 -----	9
3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策 -----	9
<b>第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項</b> -----	10
1 消防団との連携の確保 -----	10
2 市町村防災部局等との連携の確保 -----	10

## 参考資料目次

1	市町村の消防常備化の経緯	13
2	管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数	14
3	県人口の推計（市町村別）	15
4	県人口の推計（各消防本部等別）	16
5	年齢別消防吏員数	17
6	消防力	18
7	消防本部の管轄人口1人当たりの予算額	19
8	過去10年間の市町村消防費	20
9	平成17年度市町村消防費	21
10	消防機関の救急出場件数の推移	22
11	消防機関の搬送人員の推移	23
12	救急車現場到着平均所要時間の推移	24
13	搬送人員平均収容時間の推移	25

### ※ 別資料

- ・ 消防組織法
- ・ 市町村の消防の広域化に関する基本指針
- ・ 徳島県消防広域化推進計画策定委員会設置要綱

## 第1章 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 近年の消防を取り巻く環境等と国が述べる市町村の消防の広域化の必要性について

近年、消防の対応すべき事象は、火災や救急、風水害や大規模な地震等の自然災害のほか、複雑な構造の施設や多様な危険物を取り扱う事業所における災害、さらにはテロ災害、武力攻撃災害への備え等、著しく複雑化・多様化・高度化しています。

消防は、このような災害に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。しかしながら、消防本部管内人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、多くの課題を抱えています。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により将来人口が減少するとともに、高齢者の割合が一層高くなっていくことが予想されています。これにより消防本部は現在の管轄人口が減少し、現在の規模を維持できず、小規模化することになりますが、管轄面積は変わらないため、相対的に消防力が低下すると考えられます。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団も団員の担い手不足が生じることになります。

こうした課題を克服するためには、効果的・効率的な消防の体制の整備を図り、広域化することにより、行政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であります。

### 2 本県における市町村の消防の広域化の必要性について

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成15年12月）では、徳島県人口は平成42年（2030年）には70万人を切ることが見込まれており、消防職員数は、一部の消防本部を除き、管轄人口の減少に伴い減少することが予想されています。このような消防職員体制では、多様化・大規模化する災害・事故、高度化・複雑化する社会における予防、救急業務等に対する住民ニーズに的確に対応していくことは難しく、本県においても、市町村の消防の広域化を進めていく必要があります。

### 3 消防組織法における市町村の消防の広域化について

- (1) 平成18年6月14日に、「消防組織法の一部を改正する法律」が公布、施行され、同年7月12日に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示されました。
- (2) 上記(1)において、都道府県は、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めるとされています。

(3) 上記(1)において、広域化の対象となった市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）の作成等、広域化に向けた取り組みを行い、推進計画策定後5年度以内（遅くとも平成24年度まで）を目途に、広域化を実現することとされています。

## 第2章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

### 1 市町村の消防の現況

#### (1) 消防本部の現状

本県では、昭和23年3月の消防組織法の施行を受け、同年6月に徳島市に消防本部が設置されて以来、7月には小松島市、鳴門市が、その後、昭和40年には阿南市において、消防本部が設置され、県内4市の消防常備化が図られました。

また、町村においては、消防行政の広域化に対して、多くの自治体が参加する形で組合消防化が進み、昭和43年には池田町に、昭和44年には美馬西部地区に、昭和46年には阿波・麻植地区、美馬東部地区に消防組合が整備されました。

その後、他町村の加入などにより、板野東部消防組合、阿北消防組合、板野西部消防組合、阿南消防組合、名西消防組合が設置され、平成5年には海部消防組合が設置されました。

現在、12消防本部と3非常備町村となっています。

12消防本部	単独消防	5消防本部
	一部事務組合又は広域連合	7消防本部
非常備町村		3町村

(P13 参考資料1「市町村の消防常備化の経過」参照)

#### (2) 管内人口及び管内面積

本県の消防本部の管内人口は、徳島市を除いた11消防本部が管内人口10万人未満の小規模消防本部です。そのうち、7消防本部が管内人口が5万人未満です。

消防本部の管内面積は、最大が海部消防組合の1,219.86平方キロメートルで、最小は板野東部消防組合の38.38平方キロメートルです。300平方キロメートル未満が8消防本部あります。

(P14 参考資料2「管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数」参照)

### 2 消防需要の動向

#### (1) 火災発生状況

平成18年の出火件数は258件で、過去20年間で最も少ない数値となっています。10年前の平成8年の438件に比べても180件減少しており、全体的に出火件数は減少傾向にあります。なお、20年間の平均出火件数は373件となっています。

#### (2) 救急出動状況

本県の救急出動件数は毎年増加の一途にあり、平成18年は27,964件で、10年前の平成8年の18,773件と比べ約1.5倍となっています。1日平均で約76件、約19分に1回の割合で救急隊が出動したことになります。

救急出動件数を事故種別ごとにみてみますと、急病が最も多く15,702件で全体の56.2%を占め、次いで交通事故の4,129件で14.8%となっています。

(P22 参考資料10「消防機関の救急出場件数の推移」参照)

### (3) 防火対象物及び危険物施設の推移

本県の防火対象物は、平成18年度末が27,400棟で、10年前の平成8年度末の24,348棟に比べ12.5%(3,052棟)の増加となっています。

また、建築物の大規模化等にもあわせて、消防用設備等も高度化されており、消防用設備等の設置、維持管理に関する指導等はますます重要になってきております。

一方、製造所、屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所等の危険物施設は、平成8年度末3,896施設であったのが、平成18年度末3,518施設と9.7%(378施設)減少しておりますが、施設が大規模化、複雑化するとともに、新たな化学物質の出現への対応が必要であります。さらには、屋外タンク、地下タンク、地下埋設配管等の老朽化による危険物施設における漏油事故等が懸念されています。

このため、予防関係、危険物関係において、専門的知識を有する職員の養成や専任化が強く求められております。

## 3 消防力の状況

### (1) 職員数及び吏員構成

職員が100人以下の消防本部が9本部あり、全国平均と比べ本県の職員数はかなり少ない状況となっています。

また、平均年齢は42歳となっており、50歳以上の消防吏員の割合は、全体の38%を超えており、高齢化の傾向にあります。高齢化の問題は、特に管内人口10万人未満の小規模消防本部では、人事配置上の困難、消火活動等への影響などが考えられます。

(P14 参考資料2「管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数」参照)

(P17 参考資料5「年齢別消防吏員数」参照)

### (2) 消防車両の整備状況

消防用資機材については、各消防本部とも拡充に努力していますが、特に、特殊車両の整備については、資機材も含め高価であり大きな財政負担を伴います。使用頻度の問題もあり、小規模消防本部では整備が進んでいない状況です。

(P18 参考資料6「消防力」参照)

## 4 消防の将来の見通し

### (1) 市町村の人口の状況及び高齢化の見通し

本県の総人口は、平成17年国勢調査で約81万人であり、平成12年国勢調査時点（82.4万人）より1.4万人減少しています。また、15歳未満の年少人口割合は13.1%であり、65歳以上の老年人口割合は24.4%となっています。平成12年に比べ人口が増加しているのは、石井町、松茂町、北島町、藍住町及び上板町の5町となっています。

先にも述べましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成15年12月）によると、本県の平成42年（2030年）の推計人口は68.7万人であり、平成17年国勢調査時の80.9万人から12.2万人、率にして約15.1%の減少となる見込みであります。平成17年国勢調査時より人口が増加するのは、藍住町、板野町となっています。

また、年少人口や生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少とともに、老年人口割合は全国平均を上回る速さで増加し、平成12年に21.9%であった老年人口割合が、平成27年には28.8%に達すると予測されており、少子高齢化がより一層進行するものと考えられます。

なお、本県の平成17年の人口は、推計人口に比べて約0.5%少なくなっており、今後、本県における人口減少や少子高齢化が、予測を上回る速さで、急速に進行することが懸念されています。

（P14 参考資料2「管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数」参照）

（P15 参考資料3「県人口の推計（市町村別）」、P16 参考資料4「県人口の推計（各消防本部等別）」参照）

## (2) 消防費の状況及び見通し

県内市町村の消防に係る平成17年度歳出決算額は115億2,531万3千円となっています。これは、10年前の平成7年度歳出決算額112億2,202万5千円に比べ、約3億3百万円多くなっています。

県民一人当たりの平成17年度消防費は、県内平均は14,317円（全国平均14,358円）で、山間過疎地域を抱えている消防本部を構成する市町ほど割高になっている傾向があります。

また、消防車両の購入に多額の費用がかかることに併せ、本県の消防本部は老朽化した庁舎が多く、今後、庁舎の改築等が必要です。さらに、現行の消防救急無線が、平成28年5月までにアナログからデジタルに移行しなければならないという大きな課題を抱えています。

現在、市町村の財政状況が厳しくなっていることから、消防費の見通しについても、今後も厳しい状況が見込まれます。

（P20 参考資料8「過去10年間の市町村消防費」、P21 参考資料9「平成17年度市町村消防費」参照）

## 第3章 広域化対象市町村の組合せ

### 1 広域化対象市町村の基準及び配慮すべき事項

本県においても、「消防広域化は避けて通れない」との基本認識のもとで、消防の広域化を推進する上で、次の2点を必要要件として設定しました。

#### (1) 管内人口10万人未満の小規模消防本部の解消を図ること。

消防庁において、「管内人口30万人以上」を一つの目標とすることが適当であると示されていますが、スケールメリットの追求と地域性の確保等との調和を図る必要性から、「管内人口10万人未満の小規模消防本部の解消」を最低要件として設定しました。

#### (2) 新市町村合併構想案とのねじれ現象が生じないこと。

平成19年5月31日に、新市町村合併構想案が公表されましたが、「消防広域化推進計画」の中で示す消防広域化の組み合わせと、新たな新市町村合併との間でねじれる可能性が生じないようにします。

### 2 広域化対象市町村の組合せ

上記1の基準及び配慮すべき事項を考慮しながら検討を行った結果、「県内12消防本部を1消防本部に統合する」ことが、消防の広域化のスケールメリットが最も発揮できると考えます。

なお、「広域消防運営計画」を策定していくにあたり、推進計画に定めた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくる場合もありうると考えられ、その場合には、徳島県において推進計画を変更することが可能であるとします。

### 3 県下1圏域の消防体制とする主な理由について

#### (1) 住民サービスの向上面

- ① 大規模災害時や事故発生時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用が行えます。
- ② 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮ができます。

#### (2) 人員配備の効率化と充実面

- ① 通信部門等の人員集約により、予防・警防・救急業務等現場活動要員の増強が図れます。
- ② 救急救命士等救急スタッフ、火災原因調査専従員の育成、予防査察・違反処理専門員の育成がしやすくなります。

### (3) 消防体制の基盤の強化面

- ① 消防救急無線が、平成28年5月までに、現行のアナログをデジタルに移行しなければならないことが決定しており、消防救急無線の広域化・共同化との整合性が図れます。
- ② 単独消防本部では導入が困難だった高価なはしご車、化学車等、高度資機材が購入しやすくなり、また、各本部に施設・設備を整備するといった重複投資の回避が図れ、経費の節減につながります。

## **第4章 市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項**

県は、市町村の消防の広域化を推進するために、次のような取り組みを行います。

### **1 消防の広域化についての情報提供、普及啓発**

「徳島県消防広域化推進計画」に基づく消防広域化を推進していくため、県としても今後も幅広く関わり、市町村間の調整相談体制の充実並びに市町村関係者、消防関係者及び住民に対する普及啓発活動等を実施します。

### **2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等**

推進計画策定後、「広域消防運営計画」策定にあたっては、広域化対象市町村から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、引き続き県において積極的に調整機能を果たし、課題の解消に努めます。

## 第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の組織及び構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることが想定されますが、どのような組織が望ましいかを慎重に検討する必要があります。それぞれの特徴を十分検討した上で、組合の構成市町村又は受託市町村もしくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に配慮する必要があります。

### 2 広域化後の消防体制の整備

市町村の広域化が行われた結果、消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならず、広域化にあたり消防署所や消防職員は削減はしません。

その上で、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要であります。

また、消防の広域化に伴い、管轄する面積が広大となるので、消防本部と消防署所間の連絡体制や管理、指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えます。

### 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、消防の体制を適切に整備することが重要ですが、そのための方策として、次の事項について、構成市町村等の間において十分協議の上、可能な限り、決めておくことが必要です。

- ① 広域化後の組織体制（一部事務組合、広域連合及び事務委託方式）
- ② 消防本部の通信指令
- ③ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ④ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ⑤ 中長期的な整備計画を含めた消防力の整備計画
- ⑥ 部隊運用、指令管制等に関する計画
- ⑦ 構成市町村との連携
- ⑧ 消防団との連携
- ⑨ 消防非常備町村の常備化
- ⑩ その他

## **第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項**

### **1 消防団との連携の確保**

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第37条に基づき、原則として1市町村に1団を置くこととなります。この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となります。具体的方策としては、次のようなことが考えられます。

- ① 消防署所と連絡調整にあたる消防団長を指名することによる常備消防との連絡強化
- ② 消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ③ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

なお、本県においては、消防組合が設置している消防団が2つありますので、その取扱いについて、慎重に検討を行う必要があります。

### **2 市町村防災部局等との連携の確保**

地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となります。具体的方策としては、次のようなことが考えられます。

- ① 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ② 定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ③ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ④ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑤ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化